

議事日程(第4号)

令和4年9月8日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第43号 令和3年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第2 認定第2号 令和3年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第3 認定第3号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第4号 令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第5号 令和3年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第6号 令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第7号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第8号 令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第9号 令和3年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第10号 令和3年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第11 議案第44号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第45号 高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第46号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第14 議案第47号 高鍋町監査委員条例の一部改正について
- 日程第15 議案第48号 令和4年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第49号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第50号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第51号 令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第52号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第43号 令和3年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第2 認定第2号 令和3年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について

- 日程第3 認定第3号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第4号 令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第5号 令和3年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第6号 令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第7号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第8号 令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第9号 令和3年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第10号 令和3年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第11 議案第44号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第45号 高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第46号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第14 議案第47号 高鍋町監査委員条例の一部改正について
- 日程第15 議案第48号 令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第49号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第50号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第51号 令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第52号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）

---

出席議員（14名）

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 青木 善明君	7番 黒木 博行君
8番 黒木 正建君	10番 古川 誠君
11番 中村 末子君	12番 春成 勇君
13番 日高 正則君	14番 杉尾 浩一君
15番 後藤 正弘君	16番 緒方 直樹君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君      事務局長補佐 井戸川 隆君  
議事調査係長 橋本 由香君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	教育長	……………	島埜内 遵君
農業委員会会長	……………	坂本 弘志君	代表監査委員	……………	森 弘道君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………				野中 康弘君
財政経営課長	……………	飯干 雄司君	建設管理課長	……………	吉田 聖彦君
農業委員会事務局長	…	杉 英樹君	地域政策課長	……………	日高 茂利君
会計管理者兼会計課長	……………				鳥井 和昭君
町民生活課長	……………	鳥取 和弘君	健康保険課長	……………	山下 美穂君
福祉課長	……………	杉田 将也君	税務課長	……………	宮越 信義君
上下水道課長	……………	渡部 忠士君	教育総務課長	……………	横山 英二君
社会教育課長	……………	岩佐 康司君	農業政策課長補佐	……	鍋倉 健仁君

---

午前10時00分開議

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

---

日程第1. 議案第43号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

日程第6. 認定第6号

日程第7. 認定第7号

日程第8. 認定第8号

日程第9. 認定第9号

日程第10. 認定第10号

日程第11. 議案第44号

日程第12. 議案第45号

日程第13. 議案第46号

日程第14. 議案第47号

日程第15. 議案第48号

日程第16. 議案第49号

日程第17. 議案第50号

日程第18. 議案第51号

日程第19. 議案第52号

○議長（緒方 直樹） 日程第1、議案第43号令和3年度高鍋町水道事業会計未処分利益余剰金の処分についてから、日程第19、議案第52号令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上19件を一括議題とし、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第43号令和3年度高鍋町水道事業会計未処分利益余剰金の処分について、質疑を行います。質疑はありませんか。（発言する者あり）失礼いたしました。「剰余金」と訂正させていただきます。失礼いたしました。

質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 1回目は昨年同様の質疑なんですけれども、確認のため行いたいと思います。建設改良積立金へとありますが、建設改良についての具体的な試案はあるのでしょうか。また、どのくらいの費用がかかると見込んでいるのか。全体的な見直しをしなければならない時期はどのくらいと判断しているのか。また、そのための資金としてどのくらいの積立てを計画しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） お答えをさせていただきます。

建設改良についての具体的な思慮はあるのかというお尋ねでございますけれども、今回のこの建設改良積立金につきましては、毎年度、約6,000万円程度の管路の整備工事及び当該工事に係る設計委託を発注しているということもございますので、今年度につきましても、その6,000万円に近づけるよう建設改良への積立てを行っているところでございます。今回の積立てにおきましては、その6,000万円を上回る部分につきましては、減債積立金のほうへ積立てをしたというところでございます。

次の建設改良費用の見込みでございますけれども、こちらのお尋ねは、老瀬浄水場の更新を指してのお尋ねということでお答えをさせていただきたいと思っております。

先日の春成議員、田中議員の一般質問にもお答えを差し上げたところではございますけれども、その更新の必要性につきましては十分に認識をしているところでございまして、今後の人口減少による使用水量の減少を見据えまして、老瀬・竹鳩両浄水場の施設能力まで踏み込んで、次の浄水施設の規模等を検討しているところでございます。

全体的な見直し判断の時期でございますけれども、今年4月から施設の現状でございますとか、経営状況などの再確認作業を行ったところでございまして、先ほど申しました経営環境の変化への対応、技術的な課題などの検討作業をさらに今年度から進めてまいりたいというふうを考えているところでございます。

その検討におきましては、様々な検討パターンになりますことから、それぞれのパターンごとに大きな試算——つかみですね、本当に——はございますんですけれども、いずれのパターンも前提となる条件の整理がまだ整っておりません。そのことから、それぞれの

数字につきましてのお示しのほうは、まだ御提示できるような段階ではないというふうに考えておりますので、今回におきましてはお控えさせていただきたいというふうに考えております。

また、そのための資金の積立計画でございますけれども、今後検討パターンの絞り込みを行ってまいります。その上で自主財源だけではなくて、補助金の積極的な活用も含めて事業費の積算を行いまして、具体的な資金の積立計画というのを今後立ててまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今答弁がございましたけれども、私は昨日の一般質問、春成議員と田中議員の質問を聞いて、今答弁があったように、毎年度に本当に6,000万円から7,000万円の改修費というか、新しく敷設していくというかそういう状況がある中で、かなり金額的には積立金額については不足している状況もあると思います。私はこれを水道事業の会計にとどまらず、やはり全体的な見直しとして、これから人口がどれぐらい減少していくのか、必要な水の量はどうか。その中でしっかりと計画を策定していきながら、そして、竹鳩の浄水場のことも併せて、あそこも年度が経過していますので、あそこの経過の分と併せていきながら、老瀬の浄水場は伏流水だけでいいのかということも踏まえて、全体的な見直しをしっかりとしていかないと、これから高鍋町の住民に、安心して安価な水を供給していくことは非常に不可能に近いというふうに私は思っております。だからこそ、この未処分利益の剰余金、この処分についてはかなり危惧している部分があるのは、やはりこの水道事業会計についても、今は水道事業だけでしっかりとプラスマイナスやっていますけれども、その事業の計画ができた段階で補助金なども併せてということでしたけれども、そこに高鍋町の一般会計からどれぐらいの支出が見込めるのかということも含めてしっかりと計算していかないと、この剰余金の処分だけについては、積立だけについては、かなり難しい状況が出てくるのではないかと私は危惧しているんですね。

だからそういう意味で、毎回毎回、未処分利益剰余金の処分について、私は毎回聞いている一番大きな理由というのは、根幹をなすところをしっかりと抑え込んでいかないと、毎年、課長が退職し、いろんな人が退職していったら、こういうことを知らない人が多くなってくる状況の中でいけば、毎回毎回このことを質疑していかなければ継続していかないとということがあるから、一つ質疑を行ってきているわけです。

だから、私がお願いしたかったのは、毎年度必要な金額、それでも足りないということであれば、先ほどの答弁からすると、新しく老瀬浄水場をやり替えていくためには、必要な経費というのはためることができないのか、できるのか。そのところだけきちんと答えていただければよろしいかと思います。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） 現在の未処分利益剰余金ですね、こちらのほうが、今年度の未処分利益剰余金の額が3,100万円強というところがございます、実際に、そのうち建設改良費にも積立てをいたしますし、減債積立金のほうにもやはり積み立てていかなければならない。以前の未処分利益剰余金につきましては、全て減債積立金に積み立てるものとするということで、議案として皆様にお示しして承認を頂いて、全額、減債積立金のほうに積立てをさせていただいたというところがございます、平成26年度だったかと思えますけれども、会計規定の見直し等がございます、併せてこういった建設改良積立金などにも積み立てることができるということになりましたものですから、建設改良積立金と減債積立金2本立てで積立てをさせていただくということで、今年度まで至っているというところがございます。

実際のところ、利益剰余金が3,000万円強というところがございます。事業費からしますと億単位のお金でございますので、なかなかそこまでしっかり積み立てていくということは難しいかなというふうには考えておりますけれども、積極的なその不足分につきましては、補助金の導入をしっかりと検討してまいりまして、できる限り施設の更新に要する費用につきましては、ほぼほぼの設備について補助金を獲得していけるように事業自体の組立てもしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 安直に考えれば、建設改良積立金が少なくても、水道料金を引き上げれば、それでペイできるというふうに思っている節も多分皆さんあると思います。しかし、確かに広く浅く取ることによって、この水道料金をもう少し上げることによって、何とか建設のお金はできるということを思っている方がいらっしゃるかもしれませんが、私はやはり公営企業法の中にある、安全で安心な水を安価で供給していくということを考えたときに、私はその建設改良積立金というものの中に、しっかりと今度新しい見込みというのを入れていかないと私はいけないと思うんですね。そのためには建設改良積立金においても、一般会計などから今度は下水道のほうも出てくるわけですね。これも2億円ぐらい足りません。そういうことから考えると、ただ単純に、水道事業と一緒にだから、水道事業の利益を下水道に回せばいいということではなく、不足分についてはしっかりと一般会計で補っていきながら、その分プラスアルファでやはり将来を見据えた計画をしっかりと町長に示しながら、これぐらいのお金が必要なんですよということを示していきながら、そのお金をどこからどう調達していくのかと、調達金のところまでしっかりと掲げていかないと、配分表をつくっていかないと、そのときに、ただ水道料金を上げればいいんだという考え方に安直になるのは、私絶対避けてほしいと思うんですね。だからこそこういう質疑をしていくんですが、そういうところの考えを持って臨んでいただける可能性はあるのかどうか、お答えを願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 議員の危惧されるというか、おっしゃることは非常によく分かる

次第でございます。上下水道につきましては長期ビジョンの下に、それからまた社会状況の変化、人口というのは非常に大きく左右します。それと、衛生公社は木城町と連携しております。衛生公社、組合はですね。上水道も時々、半渡町長とは話すことがございます。いろんな連携の仕方もあるだろうというのはあります。そういうことも含め、またどのような資金がいいのか。先ほど申した社会情勢を考案しながら、まずはビジョンづくりと、どのような資金が要ることも長期的な計画を立てて、おっしゃいましたように人が替わっていきますから、次の世代まで、次の世代というか、もう間近に来ていますけども、そのことを伝えながらというふうに行くことが大事だというふうに思っております。まずはビジョンづくりですね。これはいろんな角度で私も考えているところでございますが、次につなぐことが必要だと思っております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、認定第2号令和3年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 令和3年度歳入歳出決算からですが、令和3年度決算は財政状況が大幅に改善されており、実質単年度収支も3年ぶりに黒字に転じております。

その主な要因は、普通交付税の増によるものだと思いますが、その内訳は、決算審査意見書に、企業立地に対する固定資産税の減収補填分が、基準財政収入額から控除されたこと等によるものと記載されています。

そこでお伺いいたしますが、減収補填分が基準財政収入額から控除されたことというのは、企業立地で高鍋町が独自に固定資産税を免除したもののうち、県の地域経済牽引事業計画の対象部分が歳入として町に入ってきたことと解釈してよろしいでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 普通交付税が増額した要因についてでございますが、議員のおっしゃるとおり、立地企業に対する課税免除額のうち、地域経済牽引事業の承認を受けた企業分について減収補填があったことが要因の一つでございます。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） では次に、経常収支比率が改善したことについてですが、今回、経常収支比率が大幅に改善されたのは、経常一般財源を充当した経常経費が減ったからではなく、普通交付税などの収入経常一般財源が伸びたことによるものだと思います。分かりやすく言いますと、令和3年度については、支出が減ったから数値がよくなったのではなく、収入が増えたから数値がよくなったということだと思います。ここ5年以上、経常経費に充当した一般財源は45億円程度とほぼ横ばいなのに対して、収入経常一般財源が増減したことが主な原因で、各年度の数値が変化していることを考えますと、今後、税収や国・県からの歳入の見通しを予測することは大変重要だと思います。

そこで、町として、これからの地方税や普通交付税、地方譲与税などの収入経常一般財源の見通しをどう考えられ、これらの歳入の変化が町の財政に与える影響をどう考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 地方税や普通交付税、地方譲与税などの経常的な一般財源につきましては、景気の変動や国政の動向の影響を受けやすいため、先行きが不透明で予測することは非常に困難でございます。

一方、歳出面では、微増の傾向にある義務的経費、人件費、扶助費、公債費でございますけれども、それらや昨今の物価上昇の影響を考慮いたしますと、経常的経費が増額となることが考えられます。

以上のことから、経常的な一般財源が大幅な減額となると、経常収支比率が悪化、すなわち財政の弾力を失いかねないということになりかねませんので、今後も引き続き堅実な財政運営を心がけてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） それでは最後にですが、町民税が回復傾向にあることについて質疑いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響がある中、町民税が回復している要因に、飲食店を中心とする事業者への助成金の交付やプレミアム商品券の発行などのコロナ対策の取組の効果もあると考えますでしょうか。それとも、単に事業者の売上げが戻ってきたものというものでしょうか。お伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 町民税が回復している要因でございますが、個人町民税につきましては、給与所得の増加が一番の要因となっております。飲食業を含む営業所得も増加しておりますが、飲食業等への経済支援の影響によるものかは把握しておりません。

法人町民税につきましては、新型コロナの影響で落ち込んだ企業業績が回復傾向にあるというふうに思っております。しかしながら、コロナ禍以前の水準にまでは戻り切っておりませんので、もうしばらくこの傾向は続くのかなというふうに考えております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑ありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ちょっと多岐にわたりますので、ゆっくり読み上げたいと思います。

町長は松岡議員の一般質問の中で、財政の指標である財政収支比率、公債費比率について聞かれ、逆に反問権を利用して聞かれました。

そこでお伺いしたいと思います。令和3年度監査委員の意見書から読み解いて、ページ5の財政収支比率はもとより、それ以外の数値に関してどのように理解をされているのか、また、児湯郡自治体との比較も出ていますので、併せてお答え願いたいと思います。



ページ6の款別歳入について、減額と収入済額の差が出てくるのは仕方ないとしても、その理由はどのようなものであるのかお伺いします。

令和3年度決算についてはどの自治体も黒字決算が多いようです。その要因は何であると考えているのか。これは、先ほど10番議員が質疑をいたしました、併せて答えたいと思います。

自主財源については、町税は伸びが見られましたが、意見書からすると寄附金の減少を上げられています。寄附金もある意味、依存財源です。寄附金がなくても、健全な自主財源確保についてはどのような努力がなされてきたのかお伺いしたいと思います。

固定資産税については、僅かですが伸びています。これはどのような要因があったのか、また企業立地補助における固定資産税免除がなければ、本来の税額はどうなっていたのかお伺いします。

町税収納に関して鋭意努力されていることは承知しておりますが、滞納繰越分についてはどうだったのでしょうか。これは努力された結果が出ていないと私は見っていますが、どうでしょうか。このことを聞く理由はお分かりだと存じますが、不納欠損へと導いていかれるからです。国税徴収法を使つての努力も、これでは町民の不評を買うのではないかと懸念していますが、いかがでしょうか。

滞納処分については、差押え件数と職員などの費用負担から考えての計算はしてきているのか、また、それはどのくらいの費用となっているのかお伺いします。

保育料の収納状況、ページ15を見ると、保育料無料化など厚い支援があるにもかかわらず、それでも滞納があるのはちょっと驚きです。この問題についてはどのように承知されているのかお伺いします。

住宅使用料収入未済額に関しては裁判を行いました、年度的に見ると、約束された未済額は入ってきているのかどうかお伺いします。

補助金についても企業立地補助があるが、補助金に対して住民へのサービス低下にならないような支出があったのかどうかお伺いしたいと思います。

タブレットの導入などにより教育環境の変化はどうなってきたのかお伺いします。

一般会計は、家計費と同じく計画的にしなければ破綻への道をたどります。バランスよく住民サービスをしなければ、船でいえば傾いて座礁、沈没します。バランスのよい使い方ができたかどうか確認させてください。具体的にどのような計画を持って臨み、遂行されてきたのかお伺いします。

国からの政策実現においては、どのような方向性で到達度はどこまでだったのかお伺いします。

教育分野において、教育委員会ではどのような内容で議論し、令和3年度目標到達度はどこまであったのかお伺いします。

町有財産の未登記について説明を求めます。また、鉱業権については、民間では所有できない理由があるのか確認させてください。

出捐金の内容と、石井十次顕彰会の出捐金返済は求めることはできないのかお伺いします。

土地開発基金については4,908万円現金が減少しておりますが、土地を購入した理由及びいつまでに活用を図る計画だったのか。買った土地のことはよく私も分かっておりますが、駐車場として利用された部分だけで、あと建物については利用されていないためにこういう聞き方をしました。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） まず、令和3年度決算における各種財政指標についてでございますが、経常収支比率及び実質収支比率につきましては、普通交付税の交付額が増額となったことが大きく影響し、それぞれ数値が改善したものでございます。

財政力指数につきましては、令和2年度と比較をいたしますと、基準財政収入額のほうが減少いたしまして、基準財政需要額が増加しているため財政力指数が減少しているものでございます。

公債費比率及び公債費負担比率につきましては、普通交付税の増額の影響もございませぬけれども、公債費自体が増額となっていることもございまして、それほど数値の変動はなかったものと理解をしているところでございます。また、財政調整基金に5億1,753万1,000円を積み立てるなどいたしまして、将来の財政負担に備えることもできたと見ているところでございます。

児湯郡内の各自治体の比較でございますが、自治体ごとに人口、地形、産業構造など様々な条件が異なりますので、単純に比較することは難しいとは考えているところでございます。それぞれの自治体が、それぞれの特色に応じて、工夫した財政運営を行った結果であると理解しているところでございます。

続きまして、款別の歳入における予算現額と収入済額の差についてでございます。差が大きいものについてお答えいたしますと、国庫支出金につきましては、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業、保育所等の整備事業等の繰越しに伴うものでございます。

県の支出金につきましては、畜産競争力強化整備事業補助金や感染症対策時間短縮要請協力金事業の繰越しに伴うものでございます。

町債につきましては、わかば保育園大規模改修事業及び保育所等整備事業等の繰越しに伴うもの、寄付金につきましては、ふるさと納税が想定よりも少なかったことによるものでございます。

続きまして、黒字決算の要因についてでございます。現段階におきましては、ほかの自治体の決算が公表されておりませんので、黒字決算が多いかどうかは定かではございませんが、高鍋町の決算について申し上げますと、国の令和3年度補正予算により普通交付税が増額されたことが決算に大きく影響したものと考えているところでございます。

続きまして、自主財源の確保についてでございます。町財政の根幹でございます町税をはじめまして住宅使用料、保育料などの自主財源が安定的に確保できているということは、

高い収納率の賜物であることは明らかでございます。このことにつきましては、継続的に滞納対策や町民の納税意識の高揚に取り組んできたことが成果として現れているものと理解しているところでございます。

続きまして、企業立地補助金と住民サービスの低下について、それとバランスのよい住民サービスについてでございます。企業立地補助金に対して、住民へのサービス低下にならないような出され方があったのかということでございますけれども、予算編成の段階から真に必要な事業を見極め、緊急的・優先的に取り組まなければならないものを選択し、集中的に予算を配分しておりますので、バランスよく執行できているものと考えているところでございます。

なお、真に必要な事業につきましては、歳入で賄えない部分につきましては、基金からの繰入れなどの財源措置を行いまして実施しておりますので、ほかの事業の実施のために住民サービスが低下することはございません。

続きまして、国からの政策実現に関する御質問でございます。国からの政策実現における方向性及び到達度についてということでございますが、国から交付されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援することを目的として、令和3年度の事業計画に記載した事業を全て完了しているところでございます。

続きまして、未登記となっております町有財産についてでございます。多くの案件で登記名義人が所在不明となっておりますり、死亡により相続が発生しているものもございまして、相続人調査等が進まず、未登記のままになっているものでございます。

次に、出捐金の内容についてでございます。出捐とは、当事者の一方が、その意思に基づいて財産上の損失をして他方を利得させることをいうものでございます。出捐金につきましては、地方自治法上、出資による権利でございまして、公有財産として区分されているものでございます。

最後の御質問、土地開発基金についてでございます。購入した庁舎南側の土地につきましては、将来的には、倉庫の建設等を考えているところでございます。今後、規模、機能等について検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

財政経営課関連は、以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課関係部分についてお答えさせていただきます。

まず、固定資産税についてでございますが、伸びている要因はとの御質疑ですが、令和2年度と比較いたしますと若干減少をしておりますので、その減収の要因につきましては、土地価格の下落と新型コロナ対策による中小企業等の事業用家屋の課税標準額の特例措置によるものと分析しております。

また、立地企業に対する課税免除がなかった場合の本来の税額についてでございますが、

課税免除がなければその分の税額は増加をいたします。ただ、固定資産税全体といたしましては、土地価格の下落など、ほかの要因等も含め増減をいたしますので、実際にどのようになるかということにつきましては、その年度にならないと分からないという答弁になってしまいます。ただし、令和3年度だけ課税免除がなかったと想定をした場合、課税免除のあった令和2年度と比較して増収となっております。

次に、滞納繰越分の収納状況についてでございますが、税務課といたしましては、新たな滞納を増やさないという方針の下、現年分の徴収を優先して取り組んでおります。その結果、滞納繰越分につきましては、より納付困難な方の割合が増えておりますので、収納率の向上は、簡単に改善するというような状況ではないということを御理解頂きたいというふうに思います。

次に、不納欠損までの手続について御説明いたします。

まず、納期限を過ぎた場合は、督促状を発します。その後、さらに納付がない場合は、滞納者の財産を差し押さえなければならないという地方税法の規定に基づき、滞納処分を行うための財産調査を行います。

調査の結果、滞納処分をすることができる財産がない場合、滞納処分をすることで生活を著しく急迫させるおそれがあるときなどにつきましては、地方税法第15条の7の規定に基づき、滞納処分の停止を行うことができます。滞納処分の停止が3年間継続した場合は、納税義務が消滅いたしますので、これをもって不納欠損の処理を行うということになります。

税務課といたしましては、財産調査の結果から、差押えをするのか、滞納処分の停止をするのかを正しく判断することが大事な業務となります。不納欠損につきましては、財産調査をしっかり行い適切に判断した結果として評価、御理解を頂ければと思います。

次に、差押え件数と職員などの費用負担についてでございますが、いわゆる費用対効果の御質問かと思いますが、徴収業務は、費用対効果を優先して考える業務という判断をしておりません。そのため計算等は行っておりませんが、地方自治法第2条第14項にありますように、最小の経費で最大の効果が上げられるよう意識し、業務に取り組んでいるところでございます。

次に、保育料の滞納についてでございますが、滞納額につきましては、平成30年度以前の保育料でございます。無償化が始まった令和元年以降の保育料につきましては、滞納はございません。滞納者につきましては、財産調査等を行い、執行停止等の措置を行っております。

最後に、住宅使用料の滞納分についてでございますが、裁判等で和解した案件につきましては納付をされております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） タブレット導入による教育環境の変化についてお答えい

たします。

令和3年度は、GIGAスクール構想の初年度でありましたが、教員用のタブレット端末をリースによって整備したことで全ての教員がタブレットに触れ、授業の中で使うことを当たり前にすることが可能となり、児童生徒の学びを深めることにつながりました。

特に本町のタブレット端末に導入しております、ロイロノートという教育支援ツールを使って双方向でのやり取りをしたり、授業で使った資料を保存し、振り返りに使ったりすることが非常に効果的であると学校からも報告を受けております。これらのことから、令和3年度における目標についてはおおむね達成できたものというふうに考えております。

本年度は、学校間の差や教員間の差という課題の解決に向けて、昨年度に引き続き、各学校において研修を実施しております。さらに各学校の情報教育担当者と定期的に会議を行い、情報共有を図りながら、各学校でのICT教育を推進しているところでございます。

また、不登校やその傾向にある児童生徒を対象とした適応指導教室、本年度から名称を「教育支援センター」に変更しておりますけれども、こちらでも学びの保障や個々の状況に応じた支援を行うために、2学期よりタブレットを活用していく予定としております。

著作権に係る補償金につきましても、6月の補正予算で整備をいたしまして、オンラインで授業配信することも可能となりましたので、今後段階的に進めていく予定としております。

なお、昨年度協議を行っていたタブレットの自宅の持ち帰りにつきましても、9月からを試行期間と設定して、中学校の全生徒及び小学校の高学年を対象に準備を進めているところでございます。

タブレット端末をはじめとするICTの活用については、あくまでも授業の目標を達成するための手段の一つであり、目的ではありません。授業や教育活動において、その効果を考えながら有効に活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育委員会の目標達成度ということですがけれども、教育委員会会議規則にのっとり、毎月定例会を行い、教育委員の意見交換や協議を行っております。教育総務課、社会教育課ともに新型コロナウイルス感染症対策、各種事業の進捗状況、学校の状況、各課の課題など様々な案件を教育委員へ情報提供を行って情報共有を図るとともに、御意見や御指導を頂いております。

教育委員会では、高鍋町教育大綱に基づき、毎年、町教育基本方針を定め、その方針に基づいて業務を進めております。本会議報告第9号令和3年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての報告の中にあるとおり、多くの項目で目標達成ができていますと自己評価しておりますが、一部、新型コロナウイルス感染症の影響で停滞した部分があったと評価しております。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長補佐。

○農業政策課長補佐（鍋倉 健仁君） 農業政策課関係部分についてお答えさせていただきます。

鉱業権について民間では所有できない理由についてでございますが、本町にはもともと広い範囲で、株式会社伊勢化学によって鉱業権が設定されておりまして、現在の温泉を開発する際に、伊勢化学の同意を得て温泉の井戸掘削を行っております。その後、平成15年に伊勢化学から鉱業権の譲渡を受け、本町が鉱業法及び鉱山管理法に基づいて、井戸がある源泉設備を高鍋鉱山と位置づけて管理を行っております。

この鉱業権を手放しますと、温泉施設は温泉法に基づき運営されることとなります。温泉法では、井戸からくみ上げる温泉水は、井戸の所有者に所有権があるのですが、鉱業法では、鉱業権者が温泉水の所有権を有することとなり、仮に鉱業権を手放した後、第三者が新たに鉱業権を設定した状況において、新たに井戸を掘削する必要が生じたときは、鉱業権者との協議が必要となってまいります。

このような理由から、温泉施設譲渡後も安定した温泉経営を継続していくために鉱山源泉設備については町で管理を行っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 石井十次顕彰会への出捐金返済は求めることができないのかとの御質疑でございますが、石井十次顕彰会の解散等により残余財産がある場合は、出捐金の返還を求めていくことになると考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 答弁をしていただきましたが、その中から幾つか私がちょっと理解ができない部分がありましたので、その部分だけ答弁をまたお願いしたいと思います。

補助金について、住民サービス低下にならないようにというところで、きちんとした説明はしていただきました。私が聞いたかったのは、やはり企業立地補助のために、それを出したためにこれができないとか、あれができないとかいう判断は、なかなか財政経営課ではできないと私は思っております。しかし、一般質問なり、いろんなので議員の側から見た場合、要求したことを、こちらが一般質問でお願いをしたことを実現ができていない。例えば給食費の無料化についてもできていないということ。ほかの自治体ではできることが、なぜ高鍋町ではできないのかということなどを考えたときに、やはりこの答弁ではちょっと私は納得がいかない部分があります。

というのは、やはり企業立地補助がなければ、あれだけのお金を出していかなければ、継続的に、やっぱりその分をきちんと財政調整基金なりに積み立てておいて、計画的にきちんとした支出ができるものと私は思っております。そして、財政調整基金も確かに増えました。しかし、それは議員からの再三の、これだけの財政調整基金でいいのかというこ

とを質問や質疑受けてきている中で、これじゃあ、やばいという、やばいという言い方のいいかどうか、適当かどうかちょっと分かりません。「やばい」をちょっと取り消してください。これではちょっと問題があるというような状況判断をして、恐らく財政調整基金への積立てが慌ててなされたんだらうと私はそう思っております。そう見ております。

だから、そうやって全体的にずっと流れを見てみると、この令和3年度の決算から見ると、やはりお金の使い方、ここが少し偏っていたのではないかということが私非常に気になるんですね。だから、そのことをどう評価しているかということ、自分たちなりに住民の立場に立って、財政経営課なり町長なりがしっかりと判断しているのかということを知りたいのであって、何も一般的な答弁を知りたいと思っただけではないと思うんですね。

それと、国からの政策実現においてはどのような方向性で、到達度はどこまでだったかということで、全て完了しているという答弁だったと思います。全て完了しているから到達度がよかったのかということではなくて、住民の側から見たときに本当にその地方創生事業でこちらが計画したものが、それが住民の目線にきっちり合っていたものなのかどうか、成果がどうだったのかということを知りたいのであって、そのことが答えられていない。

これは、各委員会なりどこなりで、ひょっとしたら聞かれるところなのかもしれませんがけれども、やはり総括質疑で聞いた一番大きな理由というのは、そこで自己満足しているのではなく、全て完了しているのではなく、そこで終わるんじゃないんですよ、町政というのは。住民サービスにそれがどんな形で結びついていったのかということを知りたいのであって、これによって住民からどんな支持が得られたのか、どんな言葉が得られたのかということを知りたいわけですよ、こっちとしては。だから、結局いろんな形で、それが到達度がどうだったのかということが、非常に私は問題であるかなというふうに思っているので、ここについてはきちんともう一度答弁をお願いしたいと思います。

それから、ちょっと元に戻りますが、滞納処分について、件数と職員などの費用負担から考えての計算について、これはきちんと税務課から確かに答弁がございました。第2項で地方自治法の最小の経費で最大の効果を得るということは非常に重要なことだと思います。確かにこの問題について、100円歳入することに1,000円かけたとしても、そのことが住民にとって本当に納税の意義をしっかりとそこで理解をしていただくことができるのであれば、その1回1,000円の負担についても、住民から理解をしていただければ、日本国憲法の第30条にあるように、納税の義務を果たしていただくというところで、どうしてもできなければ、生活困窮世帯であれば生活保護の相談、そして子どもを持っていらっしゃる家庭であれば就学援助の相談、いろんな相談がその中で出てくると思うんですね。だから、そういった状況がどうだったのかということを知りたいという部分もあったわけです。

だから、非常に税務課の職員が全力で頑張っていたいただいていることはよく私も承知をし

ているところです。だから、そのこのところにちゃんと福祉の面、そして教育の面、いろんな面でどのような住民を支える手だてができてきたのか。そのこのところをできればちょっと、1つ2つでもよろしいですので、これは会議録に載りますので、できればそのこのところをお答え願えればよろしいかなと思って、これは質疑をいたしました。

というのは、先ほどの課長の答弁からは、やはり職員が頑張っているところの実態がなかなか見えてこない。職員は頑張っているんですよ。頑張っていることは私もよく理解できます。だからこそ聞いているんです。だから、その頑張った成果で、高鍋町の住民がどれほど本当に高鍋町に対して安心して住んでいただける町であるかどうかの、これは一番根本になると思うんです。だから、そこを担っていただいている税務課について、もう少しそのこのところで、例えば具体的に1点でもいいですので、住民とのそういう関連があれば、できればお答え願えればありがたいなと思います。

それから、先ほど住宅使用料収入未済額に関しては、和解金については入っているということなんですけれども、この住宅使用料についてはやっぱり100%、今年度分というか、その年度分については100%徴収ということで、すごくこれはどのようにすれば100%になったのかということも、少しは成果の報告をこの場で聞きたいなと思いました。そのこのことについては、もう少し報告していただければありがたいなと思います。

それから土地開発基金について、将来的には倉庫をつくるということを先ほど答弁がありました。しかし、これには家があります。だから、本来なら、高鍋町が家を買ったりとか寄附をしていただくということについては、本来はなかなかしないことなんです。寄附もなかなか、家がついていない。その一番の理由は、家は解体をしていかなければならないという状況があるので、家がついているものについては、なかなか寄附を受け付けないとか買わないとかいう条件があったと思うんです。それをわざわざ買ったわけですから、あそこをまた壊す費用を使って新たに倉庫を建てたりとかそういうことになると、非常に残念な思いがあるわけですよ。確かに土地開発基金というのはあります。ありますけれども、何のためにそこをきちんとするのか、しなければならぬのか。これは、ねばならないのかを答えなきゃいけないと思っているんです。そのねばならないが、答えられていないと私は判断しましたので、再度質疑をさせていただきました。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課関連3点の御質疑だったと思います。

まず、1点目につきまして、臨時交付金関係についてでございますが、その交付金のいろんな目的多岐にわたりますので、ちょっとこの場で全てをお答えすることは困難と思いますが、幾つかについてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

この交付金につきましては、新型コロナウイルスの感染症対応ということで国から頂いているものがございますけれども、プレミアム商品券の発行につきましては、こちらの交付金を使いまして、町のほうがプレミアムをつけまして商品券を発行することによって地域の経済の活性化を図るというような目的で、実際、消費のほうの喚起ができたと考えてい



るところでございます。

また、学校関係につきましても、いろんな感染症を防ぐための備品等、サーマルカメラ、それとか消毒関係のアルコール製剤、あとは公民館とかの手洗いの改修、公園につきましても手洗いの蛇口の改修等を行いまして、できるだけ感染を防ぐための施策に使うことができたと考えているところでございます。

それと、企業立地補助金関係でございますが、予算をつくる時には企業立地補助金を出すので、ほかのところの予算を今回はというような考えは一切しておりません。一件一件、本当にこれが必要なのかということを考えまして予算を立てております。したがって、こちらをつくるから、今回はこれをやめようというような考えは一切しておりません。そこを御理解を頂きたいと思います。真に必要な事業につきましては、財源が不足する場合は、財政調整基金等から繰り入れたりして予算を立てているところを御理解を頂きたいと思います。

それと、財政調整基金のお話もちよつとございましたけども、標準財政規模の2割、大体高鍋町で10億円ですね。こちらのほうを目安に積むことはずっと心がけているところでございます。3年度につきましては国の追加交付等もございましたので、3年度末の財政調整基金残高で概算で16億円程度になっているところでございます。

3点目、あと一つが、庁舎南側の土地の購入についてでございます。倉庫というお話をいたしました。実際、今建物につきましては、農業関係とか建設のほうの資材を倉庫として使っております。災害等が発生した場合、庁舎から今機材倉庫がございます。あちらのほうに行く手間とか、機材倉庫もなかなか手狭になっておりますので、できれば庁舎のすぐ近くに倉庫があったほうが、災害の際に即時対応ができるというような考えもございまして、その土地のお話があったときに、町内で検討いたしまして購入をしたわけでございます。

今の建物につきまして、ベッド等の保管場所にも使っておりますので、そういうような活用はできるのかなど。中村議員が言われましたとおり、本来であれば、更地のほうが町としては使い勝手はいいのは事実でございますけども、今の建物自体しっかりした建物でございますので、今のまんまでも倉庫として活用ができるという判断をしているところでございます。将来的にわたりましては、また今後検討をしないといけないとは考えておりますけども、現在もあの建物についてもいろんな倉庫として活用をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） まずは税務課職員の頑張りを褒めていただきありがとうございます。評価していただきありがとうございます。

滞納処分につきまして、1件換価した場合に100円であるとか1,000円であるとか、金額そのものはいろいろあるかと思えます。ただ、その財産の価値につきましては、

滞納処分をする、差押えをする判断の一つではございますけれども、このような滞納処分をすることによって、滞納者のまず納税意識を変えていくということが重要であるというふうに考えております。

先ほども言いました、滞納処分をすることによって、生活が急迫をするという方等につきましては、具体的にどうというのはないんですけども、必要に応じまして、社会福祉協議会であったり福祉課であったり、関係部署にそれぞれつないでいくという体制を取っているところでございます。

次に、住宅使用料の昨年度ようやく100%を達成することができましたけれども、こちらのほうも税務課だけではなく、やはり建設管理課と協力してやってきた結果というふうに考えております。ここ数年は、2か月以上滞納が続いた場合等々につきましては、住宅の明渡しの予告であったりとか、連帯保証人への督促等を建設管理課と連携して行っておりまして、そのこと、早期に対応してきたということが100%の収納率につながったというふうに判断しているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） すみません、1点だけちょっと審査する委員会が違いますので、1点だけお伺いします。

教育総務課になるかと思いますが、ソーシャルワーカーの配置事業のことなんですが、現在1名でやっておりますが、令和3年度のそういう訪問活動とか、対応してきた児童生徒数とか併せて見たときに、大変大きな数字になっております。本当にソーシャルワーカーの働きによって、児童生徒並びに保護者の皆様、あるいは教職員の皆様の負担軽減に大きくつながっているというのは、私も日頃、時々会いますのでよく分かっております、やっていることはですね。ただ、逆にソーシャルワーカーさんの負担が大きいのじゃないかなと、こういう回数が増えてくればと思っているの、一人で大丈夫なのか、そういうところで成果は上がっているんだけど一人で大丈夫なのか、今後もう一人増やすような予定とかは考えられないのか、そこをちょっとお伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 今議員が申されたとおり、1人のソーシャルワーカーで対応することについては、我々もそこはちょっと今後の課題であるというふうに捉えておりまして、ただ、今うまく回っているのが、今いる職員の元々の経歴でありますとか、元々の資質とか、そういったところもあってうまく回っているというのもあってですね。誰でも1人増やせばいいのかと言われると、そこはまた問題でありますので、そこを今から時間かけて検討したいと思っております。だから、今のソーシャルワーカーがいる間にもう一人若い方を入れて、その人がOJTで仕事を覚えていって、それがどんどん回っていき、持続できるような体制をつくる必要があるなというふうには思っております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 私も押さえていたんですが、名前はですね。本当に頑張ってくれておられます。今課長が言われたように、ぜひ今後は、誰でもいいというじゃありません、本当にこれはですね。子どもたちに寄り添える、そしてしっかり聞いてあげられるような人物じゃないとできない仕事だと私も十分自覚しておりますので、その辺も含めて今後また検討をお願いしたいと思います。これは答弁は要りません。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

ここで一度休憩に入りたいと思います。11時10分から再開いたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 先ほどソーシャルワーカーの質疑の中で、審査する委員会が違いますのと言ってしまいました。特別委員会で審査するようになっております。昔のイメージが頭から髪の毛と一緒に飛んでおりました。失礼しました。おわびします。

○議長（緒方 直樹） それでは、改めまして、次に認定第3号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 収納率向上の努力については限界感があるようですが、どうだったでしょうか。コロナ禍にあつて病院の診療拒否など、これはなかったのかどうかお伺いしたいと思います。

不納欠損とする場合、相続者がいると考えるんですが、調査は行っているのか。相続放棄手続など行われていたのか。また、処分すると急迫する方々への相談、例えば生活保護やお金の使い方など、これは先ほども質疑を行いましたけれども、しっかりと社会福祉協議会に相談するように求めてきたのかお伺いします。

コロナ禍にあり、特定健診についてはどのような変更を行い、健診率を上げる工夫はなされてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課関係部分についてお答えさせていただきます。

まず、収納率向上に向けての努力についてでございますが、税務課としましては、全ての納税者が納期内納税者になっていただくことを最大の目標として業務を行っております。その結果、納税者の意識が変わってきて、収納率の向上及び滞納額の圧縮につながってきたというふうに考えているところでございます。今後も引き続き、努力を続けてまいりたい

というふうに考えております。

次に、滞納者が亡くなられた場合の手続ということでよろしいでしょうか、につきまして、まず相続人を調査し、納税義務の承継を行い、相続人の方に納税をお願いをしております。

不納欠損につながる滞納処分停止は、相続放棄の有無ではなくて、滞納処分をすることができる財産の有無等で判断をしているところでございます。また、先ほども答弁をいたしました、処分をすると急迫するおそれのある方々につきましては、福祉課や社会福祉協議会等と連携を図り適切に対応を行っております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課関係部分についてお答えをいたします。

まず、コロナ禍での病院の診療拒否についてでございますが、令和3年度につきましては、そのような事例があったとは聞いておりません。

次に、コロナ禍における特定健診についてでございますが、感染の状況を踏まえ、感染拡大の防止対策を検討をいたし、健診の実施に当たって、実施の時期、時間や人数制限などを判断しスムーズに行うことができたと考えます。

また、健診率を上げる工夫についてですが、コロナ禍に限った取組ではございませんが、令和3年度より前年度特定健診受診者を対象に、高鍋町地場産業振興会の商品券などが当たりますインセンティブ事業を始めたところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、認定第4号令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 後期高齢者に属する方々から、健康に留意し運動も行い、定期的な健診などもすることで、かかりつけ医に行くだけであるとの意見をよく聞いております。問題は、病気になれば当然治療を受けるべきですが、病気にならないように気をつけて医療費を使わない方々への配慮があるともっといいと考えるんですが、何か政策的なものがあったのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） お答えいたします。

後期高齢者医療保健事業は、実施主体であります県単位の広域連合から町が委託を受けて実施をしております。

主な事業内容としまして、高齢者ができる限り自立した日常生活を送ることができるよう、生活習慣病重症化予防に加え、心身機能の低下防止を目的とした健診や保健指導を無

料で実施しております。より多くの高齢者が受診しやすいよう、集団健診だけでなく個別健診、情報提供事業も行っております。集団健診につきましては、高齢者が多い地区での健診を追加し、歩いて健診会場に来ることができるなどのお声を頂いているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、認定第5号令和3年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 収入未済額への対応はどうしてきたのか。また、法的にはどのような対応をしてきたのか。資材生産の遅れに伴い、工事ができなかったことについて支障はなかったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） お尋ねの2件についてお答えをさせていただきます。

まず、1件目でございます。収入未済額への対応についてでございますけれども、督促状などの発送のほか、電話連絡や訪問等を随時行って、未納の分のお支払いをお願いしてきたところでございます。不納欠損すべきものにつきましてはございませんでしたので、法的な対応は行っていなかったというところでございます。

今後とも、さらに収納に力を入れてまいりまして、未済額の縮小に努めてまいりたいというふうに考えております。

それと、修繕工事の件でございます。高鍋浄化センターの修繕でございましたんだけれども、装置の直流電源装置というものがございましたんだけれども、こちらの更新工事を予定しておりましたんだけれども、コロナ等の影響によりまして資材生産の遅れがございまして、次年度へ持ち越しとしたというものでございます。

装置本体の故障によって緊急を要する更新が必要になったというものではございませんで、年次計画に基づいての更新というものでございましたので、昨年度につきましては特に支障はございませんでした。また、この直流電源装置の更新につきましては、本年度、早期発注により既に更新が完了しているものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、認定第6号令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 申請者の増については、コロナは関係しているのか、どうでし

ようか。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） お答えいたします。

申請者増加の主な要因としまして、厚生労働省からの通知に基づき、施設などを訪問して行います調査が困難な場合は、介護認定の有効期間を延長するとなっております、そちらに沿って延長したことが上げられます。このことにより、例えば有効期間が複数年ある方でも1年間の延長となるため、申請数の増加につながったと考えます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、認定第7号令和3年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 普通徴収の数字は変化しているのか。また、施設入所者の数の推移はどうなっているのか。施設数は不足していないのか。また、介護施設で働く人の数の推移、これについてはきちんと把握できない状況もあるかと思えますけれども、分かる範囲でよろしいですので、お答え願えればと思います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 普通徴収の数字を賦課人数でお答えをします。

令和2年度と比較しますと増加をしており、65歳以上の高齢者数の増が影響していると考えられます。

次に、町内の施設入所者数についてですが、令和2年度と比較すると減少をしております。また、介護施設数については、その時期で変動がありますが、常に入所者が定員いっぱいという状況ではないことから、現在のところ不足はしていないと考えております。

次に、介護施設で働く人の数の推移についてでございますが、町が指定権限を持ちます介護施設の職員数について大きく変化は認められませんが、それ以外の介護施設の職員数の変化については把握をしておりません。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、認定第8号令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 単年度収支赤字となった理由は何なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 農業政策課長補佐。

○農業政策課長補佐（鍋倉 健仁君） 単年度収支の赤字の理由でございますけれども、令和3年度につきましては、5年に一度の水利権更新の業務委託発注により、歳出が増額になったことが主な要因でございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、認定第9号令和3年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第10号令和3年度高鍋町水道事業会計決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 負荷率の若干の上昇とあるんですが、影響があったのかどうか。4円71銭の逆ざやとあるんですけれども、これは想定内であるのか。また、資金管理が厳しいようなんですけれども、その原因はどこにあったと考えているのかお伺いします。監査委員の意見を踏まえ、どのような検討課題があると捉えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） お答えいたします。

3項目お尋ねございました。1項目めからでございます。負荷率の件でございますけれども、まず、その負荷率というものでございますけれども、こちらは施設の稼働効率を表すものでございまして、1日平均配水量と1日最大配水量との比でございまして、施設ですとか配水能力に対して負荷が大きくなったというようなものではございません。施設の効率性を示す指標として、この負荷率のほかに最大稼働率、施設利用率といったものがございまして、これらの数値併せて見ていくものでございます。令和3年度につきましては、この負荷率が若干上昇したということでございまして、令和2年度に比較しますと1%の上昇でございましたけれども、最大稼働率ですとか施設利用率のほうは低下しているということもございまして、特に悪い影響があったというものではございませんで、施設がある程度の余裕を持って運転はできているということになるかと思えます。

また、令和2年度の宮崎県平均のほうで87.9%という数字がございまして、おおむね他事業体との同様の数値を示しているところでございまして、今後も現在の数値付近で推移していくものというふうに考えているところでございます。

次に、4円71銭の逆ざやの件でございます。こちら給水原価に比して供給単価が下回る、いわゆる逆ざやと呼ばれるものでございます。過去5年間の数字のほうを見ますと、この逆ざやと利ざやが、その発生が交互に起きているという状況でございます。

原因でございますけれども、給水収益の減少でございますとか、浄水施設に係る修繕費の増加、減価償却費の増加によるものでございます。ほかにも水道料金以外の収入によって利益を確保し経営の安定を図っているところでございますので、おおむねこの4円71銭という数字でございますけれども、決算に近づいた時期ぐらいで大体こういった数字が出てまいりますけれども、おおむねこういった数字に収まっていくのかなというふう

に判断をしていたところでございます。

今後とも、給水原価と供給単価のバランスを図りつつ、健全な経営に努めてまいりたいというふうを考えております。

それと、最後でございます。監査委員の意見を踏まえということでございます。決算審査意見書の最終のページのほうの総括にもございますとおり、やはり企業債元利償還金のほうが営業収益の60%を占めているということ、それと減価償却費が多額であること。この2点が厳しいものと、数字を出しているというふうに認識しているところでございます。

いずれにつきましても、一朝一夕に解決する課題ではございませんけれども、企業債元利償還金につきましては、高利率の企業債の償還が、ここ数年で償還終期を迎えまして償還残高も減少してまいりますことから、各種経営指標の内容分析を深めてまいりまして、引き続き業務の効率化に努めてまいりたいというふう考えております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第44号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） この改正に属する非常勤職員は、現在存在しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 現時点では、非常勤職員から新たに育児休業を取得したい旨の申出はあっておりませんが、制度の改正内容につきましては周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第45号高鍋町議会議員及び高鍋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



次に、議案第46号高鍋町税条例等の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 提案理由の説明の中で上場株式のお話がありました。株式についてはどのように変化していくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 今回の改正に係ります上場株式譲渡等の配当所得に係る課税方式が見直されることとなります。現在、株式譲渡等に係る配当所得等につきましては、所得税と個人住民税では異なる課税方式、例えば所得税の確定申告では総合課税で申告し、個人住民税は申告不要制度を選択して申告するなど選択ができるようになっております。

今回の改正では、所得税の課税方式と個人住民税の課税方式を一致するように地方税法が改正されたことを受け、税条例の関係する部分を改正するものでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第47号高鍋町監査委員条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第48号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 歳出の積立金についてですが、公共施設等整備基金に2億4,719万円の積立予算の計上がありますが、財源は繰越金や普通交付税が増えたことによる一般財源だと思いましたが、今回、公共施設等整備基金にこの額を積み立てる理由を教えてください。何か使途が決まっていることでしょうか、お伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） お答えいたします。

今回の公共施設等整備基金積立金につきましては、地方財政法第7条の規定に基づき積み立てるものでございます。金額につきましては、令和3年度決算において生じた剰余金4億9,424万7,131円の2分の1を下回らない額2億4,712万3,566円以上となっております。

次に、公共施設整備基金に積み立てる理由についてでございますが、町内におきましては、過去に建設されました公共施設において老朽化が著しいものが多くございますことから、これらの改修や更新等に備えて積み立てるものでございます。現段階におきまして、具体的に使途が決まっているものではございません。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。13番、日高正則議員。

○13番（日高 正則君） 23ページの定年引上げ導入支援業務委託が99万円計上されておりますが、委員会が違いますのでちょっと聞いておきます。どのようなものなのか。

それともう一つ、23ページです。デマンド交通システム委託が124万6,000円減額されておりますが、10月からデマンド交通が開始されるわけですが、減額されておりますけれども、減額はいいと思いますけれども、どのような理由なのか。

それから、31ページの放課後児童クラブ環境改善事業補助金が600万円計上されておりますが、どのような内容なのか、そこをお願いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課の関係予算の定年引上げ導入支援業務委託についてお答えをしたいと思います。

地方公務員の定年につきましては、国家公務員の定年を基準として、各地方公共団体が条例で定めるものとされております。今般、国家公務員の定年が、令和5年度から令和13年度にかけて、段階的に65歳まで引き上げられることを踏まえて、地方公務員の定年につきましても国家公務員と同様に、段階的に65歳まで引き上げる必要がございます。

条例等の改正が多岐にわたりますことから、改正の検討が必要となる例規の整備について支援を受けることにより、定年延長に係る制度の円滑な対応に資することを目的に、今回補正予算を計上したものでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 高鍋町デマンド交通実証運行に係ります委託料の減額についてでございますが、業務委託先の事業者の選定に当たりまして、公募型のプロポーザルを実施しました結果、システム保守料等に係ります業務委託料が減額となったほか、車両の運行や電話予約等、システム運営に係ります委託業務、こちらのほうを一本化したことに伴いまして、同委託料が減額となったことによるものでございます。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 放課後児童クラブ環境改善事業補助金についてでございますが、本事業は、放課後児童健全育成事業の実施に係る設備の更新または防災防犯対策の実施に必要な設備の整備及び備品の購入が補助対象となっており、各児童クラブに要望調査を行ったところ、防災備品の整備、備蓄品の更新等について要望がございましたので、本事業を活用し整備を行うものでございます。

具体的な計画としては、現在要望が上がっている内容といたしましては、防災非常食とか小型発電機、非常用充電器、LED投光器などのものを各クラブが必要としているということで購入を行う予定としております。今からまた正式に要望は取りたいと思っております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ほかの議員の質疑した箇所もありますが、ちょっと加えて質疑をさせていただきたいと思います。

デマンド交通に関して、オンデマンドとデマンドの違いは何なのでしょう。

それから、商工費関係で県補助についての使途については決まっているのか。また、商工費関連で6,200万円のキャッシュレスポイント、コンテンツ専用サイト構築、電子版プレミアム商品券などについてはお年寄りに使いにくいと感じますが、どうでしょうか。

また、このようなことによる詐欺が出てくる可能性があると考えますが、対応策は考えていらっしゃるのかどうかお伺いしたいと思います。

また、燃油関係についてはどのようなところから要望が出てきているのかお伺いしたいと思います。

観光費で地域おこし協力隊委託がありますが、具体的にはどのような仕事内容となるのかお伺いします。

先ほど定年引上げに係る問題について質疑がございました。これについては、私は名称及び計画の概要、私、職員の定年引上げについては、働き方改革によって70歳までという要望もあるようなんですけど、当面、年金が支払われる65歳までの勤務体系というのが出てくるようでございます。

しかし、そのことから勘案すると、やはり職員の方々はどのような名称になって、本当に働き方が大丈夫なのか、会計年度任用職員とどこが違うのかということも踏まえて、やはり不安もあるんじゃないかなと思うんです。これから先どんな計画を立てていくのか。そのことについては、職員の意見を最大限に生かしていきながら条例制定に臨むのが筋ではないかなというふうに私は思うんです。そのことについてどういった考えをお持ちなのか、計画概要についてお伺いしたいと思います。

私ほど放課後児童クラブ環境改善の事業の内容について、福祉課長より説明がございました。これについて私が議長にお願いをしたいのは、具体的な事業計画、これから聞くと、本当に聞いていくのはこれからなんだと。今までは概要、どんなのが欲しいかとかいう、予算に見合うような内容というのが出てきているようなんですけども、どんなことが上がってどういうものなのかということを知りたいのはもちろんなんですけど、今放課後児童クラブの子どもたちというのが、どういう環境にいるのかというのは具体的に知らないのと、例えば密集しているのではないかとか、そういうことも非常に気になるんですね。これはまたいろんなところで聞けばいいのかもしれないんですけど、具体的にいろんなそういうちょっとした設備のものとかということじゃなくて、子ども全体をコロナ禍において、どういった預かり方というか、放課後児童対策を進めていけばいいのかという根本的な問題でどう事業者が考えていらっしゃるのかというのが、私はちょっと知りたいなと思う部分もありますので、お答え願えれば、そのところもお答え頂ければと思います。

都市計画費で地図原図作成があるようなんですけど、どこをどう計画されるのかお伺いし

たいと思います。

消防費で救命ボートというのがあるんですが、どこに必要なものなのか、どんなふうなときに使うのかということをおっしゃっていただければと思います。

そして、社会教育課だと思んですが、遺構実測とあるんですが、計画の概要は何なのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 放課後児童クラブの環境改善事業補助金の関係で、これから内容が決まるというようなことと言われた件についてでございますが、現在、既に要望調査を行っておりまして、要望でいろいろなこういうものが欲しいというような計画は上がっておりまして、この予算額の半分の額程度は、大体こういうものが欲しいということで実際に要望を頂いておるところでございます。まだ現時点でその要望が上がっていない児童クラブもございますので、これから正式に予算がついた後に要望調査を再度行いまして、また補助金の交付という形で進めてまいりたいと考えております。

また、コロナ禍の環境改善ということで似たような補助金の名前がいっぱいあるんですけど、当然コロナの消毒とか、いろいろそういう職員の対応の問題とか、そういう関係の補助金については引き続き別途補助金が構えてありますので、並行してまたそちらも実施してまいりたいと考えております。

また、実際に利用している児童の状況につきましては、コロナの非常事態宣言に移行した時点で、また現在、登園自粛、保育所等と一緒に自粛ということで一応しておりますので、若干その関係で利用者は減っている状況にはあるかと思いますが、特段、利用者の状況については問題なく進んでおるものと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課関係部分につきましてお答えいたします。

まず、デマンド交通に関してでございますが、デマンド交通はオンデマンド交通とも呼ばれておりまして、この場合、どちらの表現を使っても同じ意味を指すものでございます。

また、補助金の減額についてでございますが、県の予算額の範囲内で配分されることになっておりまして、本町含め各市町村からの申請が多かったことにより減額となったものでございます。

次に、商工費関係の県補助事業についてでございますが、みやぎき応援消費拡大支援事業費補助金につきましては、域内の消費喚起及び商業振興に資する事業に要する経費が補

助対象となるものでございます。

観光コンテンツ専用サイト構築事業につきましては、本町の観光資源等を紹介するウェブサイトを構築いたしまして、誘客増加を図ることで、来訪者等によります消費の拡大から域内経済の回復を目指すものでございます。

キャッシュレスポイント、電子版プレミアム商品券につきましては、現在実施中でございます従来型の紙チケットによりますプレミアム商品券、こちらの利用期間のほうが12月までとなっておりますことから、その終期に合わせて追加実施するものでございます。

御質疑にございます、年配の方やスマートフォンを持たれない方につきましては、既に従来型のプレミアム商品券を利用頂いておりますので、アプリ版を今回追加実施することによりまして、主に若年齢層の購買動機の拡大でございますとか、販売時の非接触方式による感染症対策のほか、キャッシュレス化の推進を目的とするものでございます。

また、御指摘にございます、詐欺行為についてでございますが、電子版の商品券等は紙版の場合と比べまして、偽造防止でございますとかセキュリティ面については優れている点が特徴の一つでございますが、ワンクリック詐欺やフィッシング詐欺など一般的なスマホ詐欺と呼ばれるようなものと、ネット詐欺と呼ばれるような行為に関する注意喚起のほうは必要と考えております。

原油原材料高対策特別貸付利子補給等補助金につきましては、国の原油価格物価高騰総合緊急対策を受けまして、県が新たに7月に創設いたしました原油原材料高対策特別貸付緊急経営対策資金を利用される事業者に対しまして、事業者が負担することとなります利息分を補助するものでございます。既に令和2年度から実施しております新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補給等補助事業、こちらのほうと同様に、原油原材料が高騰する状況下におきまして、町内の事業者の資金繰り等を支援するためのものでございます。

要望につきましては、直接伺っているものでございませませんが、金融機関等との意見交換の中では、既にこの県の制度のほうを利用相談されてきていらっしゃる事業者もあるとのことございまして、その際には事業者のほうからも支援を希望される声があるということ聞いております。

次に、観光費でございますが、地域おこし協力隊委託についてでございますが、業務内容といたしましては、本町におけます観光振興や移住案内業務などを予定しておりまして、交流関係人口拡大に資する事業の企画運営を担う人材を募集することとしております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） まず、定年引上げに関する計画の概要についてでございますが、定年延長に伴う主な措置といたしまして、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持することを目的とした役職定年制の導入、それから給与に関する措置といたしましては、当分の間は、職員の給料月額、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割

水準とする。それから、60歳に達した日以後、延長後の定年前に退職した職員について、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる制度、いわゆる定年前再任用短時間勤務制の導入、それから、情報提供・意思確認制度の新設というのが主な柱でございます。

先ほど議員からもありましたように、定年延長につきましては、職員にとって大きな制度改正になりますので、その制度の構築に当たりましては、職員組合等の意見も踏まえながら、安心して働ける職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

すいません、もう一点ありました。救助用ボートの配備についてのお尋ねです。救助用ボートの配備につきましては、内水氾濫等の災害に対応するため、消防団第5部と第12部に配備を予定しております。ハザードマップにおける洪水浸水想定区域を管轄します、9つの部へ年次的に配備を計画しております、今回の補正予算での配備を含めると、4つの部へ配備が完了することとなります。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 地図原図作成についてでございますが、現在使用しておりますB5版の5万分の1の高鍋町全図ですね、これが平成11年に作成して以来更新をされておられません。高速道路等も記載されていないため、図面販売及び各種申請の添付書類として適しておりませんので、国土地理院の許可を得ましたデータを取得するものでございます。

○議長（緒方 直樹） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 今回の遺構実測業務についてでございますが、舞鶴公園整備計画の一環として、遊歩道部分の確認調査を行ったところ、これまで知られていなかった江戸時代のものと考えられる石垣や瓦などがまとまって出土いたしました。遊歩道整備により現状保存のまま埋め戻すため、遺構の図面を作成するものでございます。

高鍋町指定の史跡である高鍋城址は城郭としての評価をきちんと行い、詳細な記録を後世に残す必要がございます。このような記録類を基に調査研究を進めることで、高鍋城の新たな歴史も明らかになると考えておりますので、文化財の保護活用の観点からも、記録や調査研究の成果は、町民の方々に広く周知するよう努めてまいります。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） ちょっと1つ忘れていましたので追加します。

わかば保育園の警備委託についての理由説明をお願いしたいのと、それと、もう一度きちんと聞いとかなんと分からんと思うんですが、地域おこし協力隊ですよ、観光費の。前のいきさつがあるもんだから、私、やっぱり慎重にこれはすべきことかなというふうに思うんです。結局、この地域おこし協力隊にはどんなことを希望して、どんなことを最終的な到達点としてするのかという目的がはっきりしていないと、なかなかあやふやな感じで、

どういふふうな働き方をしていけばいいのかということ、ここで例えば地域おこし協力隊はほかのところに委託しようがどうしようが、それはどんな目的と着地点をちゃんと持っておかないと曖昧なものになってしまって、地域おこし協力隊員の費用だけ出して、結果が何も得られなかったということが最後になって分かるようでは、私は絶対いけないと思うんですね。

だから、例えば移住定住とかそういうことを先ほど答弁がありました。例えば移住定住の地域おこし協力隊員への目標については、例えば5家族、5つの家族を移住定住に導いてくださいというような感じでのきちんとした目標地点を取っておかないと、自治体の仕事はそういう仕事ではないかもしれませんが、地域おこし協力隊員については、それをきちんと求めることが自治体としては必要ではないかなと。やっぱり結果を求めない地域おこし協力隊員であってはいけなし、地域おこし協力隊員がどれだけの仕事をしてくれるかというのが、この高鍋町にとってはどんなに大切なことかということは、多分、私よりも地域政策課の皆さんがよくお分かりになっていらっしゃると思うのね。だからそこを含めて、できるだけその辺の考え方というか、これが伝わるのかどうかというところが一つ一番気になりますので、それをよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど商工費関係についての電子版のプレミアム商品券などについてということで、若者のそういう購買意欲というか、それを後押ししたいというような答弁だったと私思うんですね。だけど、若者が実質的にお金をあまり持っていない、基本的に、と思うんです。給料もそんなにないし、必要な経費というのも若いときは、どれぐらいの若いときを想定されているのか分かりませんが、例えば子育て中の人たちは教育費にもお金がかかるし、いろんなところでお金がかかっていくわけですよ。子どもを持っていらっしゃる方からいけば、正直な話言って、自分のいろんなものにかかるお金というのは、正直な話、あまりないんじゃないかなというのが私の正直な感想なんです。

それから考えたときには、家族みんなが使える、先ほどのありました、12月まで使えますけれども、プレミアム商品券非常に評判がよくて、皆さんまたもう一度発行していただけないかというぐらいの声がお年寄りの中にもあるんですね。でも、12月まで使えるからいいよという話を随分するんですけど、もう私自身もありませんが、買った金額からするとありませんけど、やはりお年寄りも使いやすいような部分で、アプリを入れるということの作業というのはなかなかできることではないと思うんですね。だけど、やはりお金を持っていらっしゃるお年寄りの皆さんに少しだけまた頑張ってもらって購入をしていただく、地域の商店で買っていただくということをお願いをしてもこれはいいんじゃないかなと私は思っているんですけど、町長はどのように考えていらっしゃいます。今度予算が出ていますけど。やはりお金を持っていても、使い方が子ども中心になるのか。お年寄りの人は年金は確かに減るんですけど、その方々については少し高鍋町に協力しようかという意気込みは、違うと思うんですね、若い人たちとはまたちょっと違う意味で、ほかのところを節約してでも高鍋町のために使ってやろうかという気持ちは多分皆さん持

っていらっしやると思います。だから、ぜひ若者向けだけじゃなくて、お年寄りに向けても、しっかりとしたそういうプレミアム商品券なりを、県がせっかくそういうのを出してくれたのであれば——また違う形でしてほしいと、県はそういうものを求めていらっしやるのかもしれませんが、実際的には、お買物をしていただく、プレミアム商品券をちゃんと買っていただくという行為がなければ、いろんな事業を行っても、失敗したというまではいきませんが、やはりそれは残念な結果になるよりは、やっぱりちゃんとした結果が出てくるような状況がつくられれば、私は一番いいんじゃないかなというふうに思ってるんですね。

○議長（緒方 直樹） 中村議員に申し上げます。意見を述べるのが、自分の意見というのは述べることはできませんので、簡潔にお願いいたします。

○11番（中村 末子君） だから、私が申し上げたいのは、プレミアム商品券について、私自身の意見じゃなくて、これは社会的な構造の部分の中で、そういうのがあるということ認識していらっしやるかどうかというのを聞きたいわけですよ。だから、簡潔に言うことができない部分もありますけれども、お年寄りには使いにくいし、お年寄りは、また詐欺が発生すると。だから、これも周知を徹底したいという先ほどの答弁でしたけれども、これで詐欺が出てこないという保障がどこにもない。だから、消費生活センターあたりなんか、ここにちゃんと目をつけている状況があるのかなというの。私たちはそこをちゃんと心配していかなければならないと思っています。だから、アプリなんかについても、アプリを入れないとこれは使えませんよと、そういうことがあると思うんですね。だから、そういう状況をきちんと踏まえた上で、私たちは皆さんにお示しをしないといけないんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） わかば保育園の警備委託についてでございますが、わかば保育園ではセキュリティー対策として110番緊急通報装置を設置し、日中、職員が在園している間の防犯体制は確保できているところですが、休日・夜間、職員が不在の間のセキュリティーがないことから、今回、大規模改修工事後の新園舎においては、夜間見回り等を含む機械警備を行うため、今回警備委託の予算を計上いたしたところでございます。以上です。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） まず、地域おこし協力隊の目的等々でございますが、今回、地域おこし協力隊の募集する目的といたしましては、先ほど申し上げた観光振興や移住案内業務というところを中心に考えております。

観光振興につきましては、誘客を促すようなイベントや企画のほうをしていただくというもの、あと、定住移住につきましても、現在、町我々職員のほうで移住相談会などに参加しておりますけれども、そういったところへのケアというところを担っていただこうと考えております。



目標設定につきましては、移住については、総合戦略の中で移住の人数の目標値、業績指標として定めておりますけれども、そこを目指すための設定を着任いたしました地域おこし協力隊のほうと話し合いながら設定してまいりたいと考えております。

誘客イベント等につきましても、こちらのほうは活動指標になるかと思いますが、着任されて任期中にどの時期に何回とかいうような形での設定をできればというふうに考えております。そのようなことで総合戦略の中に定めております、U I J ターンに関する各指標の達成を目指しておるところでございます。

電子版のプレ券についてでございますけれども、確かにおっしゃるように、若年齢層というところの購買動機の拡大に直接的につながるかというところは、実際、実施してみないと分からない部分もあるんですけども、あくまで主な対象として考えているところでございまして、年配の方々を排除するというような考えはもともと持っておりません。

前回のキャッシュレス決済を昨年度キャンペーンを実施させていただいた際に、スマートフォンの利用講座というのを開催させていただいたんですけども、その中でもやはり高齢者の方々から、使ってみなかったんだけど、どうすればよいか分からなかったというようなお声があって、そういった講座を受けて利用することができるようになったというようなお声も頂いております、そういった機会を通して、若年層だけじゃなくて高齢者の方々も、キャッシュレスであったりこういった電子版のプレミアム商品券などを使えるようになるということも目指しているところの一つでございます。

一つは、あと、コロナ禍でこのような各種のキャンペーンをやっていく中で、やはり感染症対策というところを一つ考えていかなければならないというところで、そこに効果的な電子版ということで今回考えているところでございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

このまま続けさせていただきます。

次に、議案第49号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 均等割について、方針はどのように変更となるのか。また、収入が低い世帯では、平等割、均等割について負担軽減か、もしくはなくしてほしいとの声があります。そのことについてはどう考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） お答えいたします。

均等割につきましては、令和4年4月からの制度改正によりまして、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から未就学児に係る均等割が5割軽減となっております。

また、保険税は今後県内での統一が見込まれており、算定方式につきましては、現在、本町が採用しております所得割、均等割、平等割の3方式で進めていく状況となっております。

ます。

税率算定におきましては、被保険者の将来負担を考慮し、計画的に適切な基金投入を行っており、令和4年度は県内で一番低い税率となっているところでございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

次に、議案第50号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第51号令和4年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。

次に、議案第52号令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 事業費確定とのことなんですが、どのようなものなんでしょうか。また、基金積立てがありますが、総額は幾らになり、これが後年度保険料軽減へつながっていくのかどうかお伺いします。

○議長（緒方 直樹） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 事業費確定についてでございますが、令和3年度の介護保険事業に要した費用が確定いたしましたので、事業ごとに定められております、国・県・町支払基金及び保険料の負担割合に基づき精算を行うものでございます。

今回計上しております5,641万1,351円を基金に積み立てますと、基金残高は4億72万4,175円となります。また、第9期高鍋町介護保険事業計画におきます保険料算定に当たりましては、将来負担を考慮しながら、保険料の急激な負担増にならないよう計画的に基金を活用してまいります。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第44号から議案第48号までの5件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号から議案第48号までの5件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第43号から認定第2号から認定第10号まで、議案第49号から議案第52号までの14件につきましては、議長を除く13名をもって構成する一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号及び認定第2号から認定第10号まで、議案第49号から議案第52号までの14件につきましては、議長を除く13名をもって構成する一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、正副委員長の互選のため暫時休憩いたします。

午後0時07分休憩

.....

午後0時09分再開

○議長（緒方 直樹） 再開いたします。

先ほどの一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計予算審査特別委員会の設置に伴いまして、正副委員長の互選が行われましたので、結果について御報告いたします。

一般会計決算審査及び特別会計等決算審査並びに特別会計予算審査特別委員会委員長に後藤正弘議員、同副委員長に古川誠議員がそれぞれ互選されました。

----- . ----- . -----

○議長（緒方 直樹） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時10分散会

-----